

おしらせ

第 140 号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2020. 4. 1 発行

雇用保険料徴収が免除されている高齢者からの保険料徴収について

- ◆ 現在、雇用保険料の徴収が免除されている昭和 30 年 4 月 1 日以前に生まれた雇用保険被保険者の方につきまして、2020 年 4 月分給与から雇用保険料を徴収することになります。給与および賞与計算の際はご注意ください。なお、当事務所で手続き業務を受託しております事業所様には個別に該当者のリストをお届けする予定です。

健康保険被扶養者異動のご確認を

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。毎年おこなわれる協会けんぽの「被扶養者資格の再確認」作業により、実に 7 万人を超える被扶養者の削除漏れがみつかっています。そのほとんどは「就職したが削除する届出を提出していなかった」というものです。

* 被保険者証は、すみやかに回収をお願いします

被扶養者であった方が就職した場合、新しい保険証が手元に届くまでには通常 10 日から 2 週間程度かかります。その間、病気にかかったら使いたい、と言って旧被保険者証を返却しようとしないう方がいらっしゃいますが、旧被保険者証は就職したその日から使用することはできません。使用してしまうと、医療機関に迷惑がかかります。誤った使用を避けるため、速やかに回収するようにしましょう。

4 月 1 日から事務所・飲食店などが屋内禁煙に

- ◆ 健康増進法の一部を改正する法律が 4 月 1 日に全面施行され、事務所・飲食店などが原則屋内禁煙になりました。屋内での喫煙には別途喫煙室の設置が必要です。

- ・今年 1 月から新しくなったハローワークの求人票では、就業場所での受動喫煙防止対策の明示が必須となりました。望まない受動喫煙を防ぐため、職場選びの指標にしてもらうのが狙いのようです。
- ・中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設の整備に対しては、助成金の制度があります。

ましては、4 月中旬に詳細が公表される予定です。

新型コロナウイルス関係

- ◆ 3 月 5 日発行「おしらせ臨時号」でご案内差し上げました「小学校休業等対応助成金・支援金」について、当初、対象期間が令和 2 年 2 月 27 日から 3 月 31 日までの間に取得した休暇等とされておりましたところ、4 月以降も休校する学校があると見込まれることから、厚生労働省は対象となる休暇取得の期限を延長し、令和 2 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に取得した休暇等についても支援を行うとの発表がありました。制度の詳細は別紙にてご確認をお願い致します。

◆ 事業所としての対応

職場における新型コロナウイルス対策として、出勤前の毎朝の体温測定を義務付ける、職員本人はもちろん、その家族にも東京や大阪など感染拡大が警戒される地域へ出かけることを控えるよう周知する等の対応をお取りになっている事業所様もあるようです。感染予防対策はもちろんですが、職場で、あるいはそれぞれのご家庭で感染者・濃厚接触者が確認された場合の勤務体制等について、検討が急務と思われます。